景観法第１６条第１項に基づく届出

建物等の外観を変更するときも、届出が必要です。

大村市では『大村市景観計画』を策定し、良好な景観づくりを進めるため、景観法に基づく届出制度を運用しています。市内で、大きな建築物や工作物を新築、改築するときをはじめ、外観を変更するときも届出が必要な場合があります。

ここでいう**大きな建築物や工作物**は、以下のような規模のものを指します。

建築物

- ☑ 高さが15メートルを超え、又は地階を除く階数が5以上のもの
- ☑ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

工作物

- ☑ 高さ※が15メートルを超えるのもの
- ☑ 高さが2メートルを超え、かつ長さが30メートルを超える塀、金網など

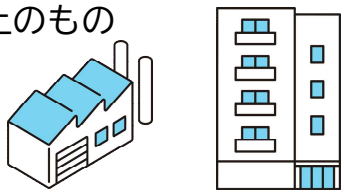

※建築物と一体となって設置される工作物の場合は、建築物の高さと合計の高さとなります。
※大村市景観計画に基づく**景観形成重点地区（上小路周辺地区、特定施設届出地区）は、届出対象の規模が異なります。**

Q　外観の変更とはどんなことですか？

A　以下のような行為をいいます。

- 建築物の外壁の色を塗り替える
- 建築物の外壁材を貼り替えて模様替えする
- 工作物の表面を補修して色を塗り替える　など

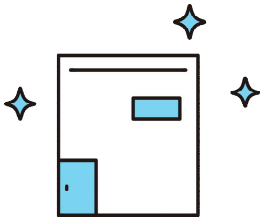

※上記の行為を行う部分の面積が、**外観の面積の２分の１を超える場合が届出の対象**となります。

Q　もとの外観に戻すときも届出が必要ですか？

A　経年変化した外観をもとの外観に戻すとき、届出の必要はありませんが、内容確認のため事前に担当までご相談ください。

Q　いつまでに届出したらいいですか？

A　行為に着手する３０日前までに届出をお願いします。

詳しくは、市ホームページを確認いただくか又は、都市計画課までお問い合わせください。

大村市　景観　届出　ガイドライン　検索

【問い合わせ先】大村市 都市整備部 都市計画課　景観開発指導グループ
TEL：0957-53-4111（内432）　MAIL：toshikeikaku@city.omura.nagasaki.jp